



行政指針の普及目標の対象となる放送番組における
解説番組の割合(注6)

	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
四国の民放10社	0.8%	1.7%	2.4%	3.0%
全国の系列ローカル局	0.8%	1.7%	2.5%	3.3%

(注5) 解説放送の実施事業者数は、平成25年度において地上民放テレビ127社中117社。(平成24年度と同じ)

(注6) 普及目標の対象となる放送番組とは、7時から24時までの間に放送される番組のうち、権利処理上の理由等により解説を付すことができない放送番組を除くすべての放送番組としている。なお「権利処理上の理由等により解説を付すことができない放送番組」とは次に掲げる放送番組である。

- ・権利処理上の理由により解説を付すことができない放送番組
- ・2カ国語放送や副音声など2以上の音声を使用している放送番組
- ・5.1chサラウンド放送番組
- ・主音声に付与する隙間のない放送番組